

妊産婦の医療費助成

通称【妊産婦マル福】（白色の受給者証）

- 対象者** 母子健康手帳の交付を受けている方（産科、婦人科受診分のみ）
※所得制限があります。
- 対象期間** 資格申請をした月の初日から出産日（流産、死産を含む）の翌月の末日まで
- 利用方法**
- **県内の医療機関で受診の場合**
県内の医療機関においてマル福受給者証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください。
 - **県外の医療機関で受診の場合**
医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、領収書（氏名・保険点数が記載されている領収書または保険適用分と自費分が明示されている領収書）、受給者証、保険証を持参し申請すると、後日自己負担分を除いた額が支給されます。
- 手続きに必要なもの**
- 母子健康手帳 健康保険証 本人名義の口座がわかるもの
 - マイナンバーのわかるもの（妊産婦、配偶者分）
- ※転入の場合は所得証明書または所得照会の同意書が必要です。
- 自己負担**
- 外来… ひとつの病院につき、1日600円まで
（ひと月2回まで負担。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし。）
 - 入院… ひとつの病院につき、1日300円まで
（ひと月上限3,000円）
- ※院外処方での薬代（保険診療額）の自己負担はありません。
- 問合せ先** 国保年金課 TEL 0299-90-1143



通称【神福】（緑色の受給者証）

- 対象者** 母子健康手帳の交付を受けている方（所得制限によりマル福に該当しない妊産婦及びマル福受給者の産科、婦人科以外の受診分）
- 対象期間** 資格申請をした月の初日から出産日（流産、死産を含む）の翌月の末日まで
- 利用方法**
- **償還払い**
○神栖市・鹿嶋市・銚田市内の医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、同時に「妊産婦医療福祉費支給申請書（紫色の用紙）」を提出すると、後日市より自己負担分を除いた額が支給されます。
○上記以外の医療機関においては保険診療の一部負担金を支払い、領収書（氏名・保険点数が記載されている領収書または保険適用分と自費分が明示されている領収書）、受給者証、保険証を持参し申請すると、後日自己負担分を除いた額が支給されます。
- 手続きに必要なもの**
- 母子健康手帳 健康保険証 本人名義の口座がわかるもの
 - マイナンバーのわかるもの（妊産婦、配偶者分）
- ※転入の場合は所得証明書または所得照会の同意書が必要です。
- 自己負担**
- 外来… ひとつの病院につき、1日600円まで
（ひと月2回まで負担。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし。）
 - 入院… ひとつの病院につき、1日300円まで
（ひと月上限3,000円）
- ※院外処方での薬代（保険診療額）の自己負担はありません。
- 問合せ先** 国保年金課 TEL 0299-90-1143

